

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 個人輸入と消費税

**Q** : 個人が外国から家具や車などを輸入した場合にも消費税が課税されますか。

**A** : 課税されます。

### 【解説】

消費税は、「事業者が国内において事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供」と「保税地域から引き取られる外国貨物」を課税対象としています。

保税地域とは、外国から到着した貨物を輸入手続きが終了するまで一時保管する場所のことです。

保税地域から引き取られる外国貨物については、「事業として対価を得て行われる」ものには限られていませんから、事業として輸入されるものに限らず、個人的に輸入したものであっても、外国貨物に対する消費税の課税の規定は適用されます。つまり、保税地域からの課税貨物の引取りについては、貨物の引取者が事業者であるかどうかを問わず、貨物の引取者を納税義務者として課税することになります。

また、国際郵便物の引取りや海外旅行者による携帯品の持込み等、保税地域以外の場所から引き取る貨物についても、保税地域からの引取りとみなされます。

したがって、個人が課税貨物を輸入する場合には、一定数量（又は金額）以下の携帯品輸入など、特に免税規定が設けられている場合を除いて課税されることとなります。



KIMIYO-I